

議案第34号

守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例及び守谷市景観法の
施行等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例（平成5年守谷町条例第4号）及び守谷市景観法の施行等に関する条例（平成18年守谷市条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年6月11日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
34号	1

守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例及び守谷市景観法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

(守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部改正)

第1条 守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例（平成5年守谷町条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第5条」を「一第5条」に改め、「第2章 緑の審議会（第6条～第10条）」を削り、「第3章 緑の保全（第11条～第23条）」を「第2章 緑の保全（第6条～第18条）」に、「第4章 緑化の推進（第24条～第28条）」を「第3章 緑化の推進（第19条～第23条）」に、「第5章 雜則（第29条～第33条）」を「第4章 雜則（第24条～第28条）」に改める。

第5条第3項中「守谷市緑の審議会」を「守谷市景観法の施行等に関する条例（平成18年守谷市条例第30号）第18条に規定する守谷市景観審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

第2章を削る。

第3章中第11条を第6条とし、第12条から第15条までを5条ずつ繰り上げる。

第16条第4項中「第11条第3項」を「第6条第3項」に改め、同条を第11条とする。

第17条中「第13条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第18条第1項中「第13条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第19条を第14条とし、第20条から第22条までを5条ずつ繰り上げる。

第23条中「第11条（第1項を除く。）から第17条まで、第18条第1項及び第20条」を「第6条（第1項を除く。）から第12条まで、第13条第1項及び第15条」に改め、同条を第18条とする。

第3章を第2章とする。

第4章中第24条を第19条とし、第25条から第28条までを5条ずつ繰り上げる。

第4章を第3章とする。

第5章中第29条を第24条とし、第30条から第33条までを5条ずつ繰り上げる。

第5章を第4章とする。

(守谷市景観法の施行等に関する条例の一部改正)

第2条 守谷市景観法の施行等に関する条例（平成18年守谷市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第5条」を「一第5条」に、「～第13条」を「一第13条」に改める。

第18条第2項第3号を次のように改める。

(3) 守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例(平成5年守谷町条例第4号)に規定する次に掲げる事項に関すること。

ア 基本計画の策定及び変更に関すること。

イ 保存緑地の指定、変更及び解除に関すること。

ウ 保存樹木又は保存樹林の指定、変更及び解除に関すること。

エ 緑の街の指定、解除及びその区域の変更並びに緑化計画の策定、廃止及び変更に関すること。

第18条第2項に次の1号を加える

(4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成及び緑の保全と緑化の推進に関すること。

別表景観形成重点地区の項中「建築基準法」の次に「(昭和25年法律第201号)」を加え、「外観」を「又は外観」に改める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

議案	頁数
34号	2

提案理由（議案第34号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市緑の審議会と守谷市景観審議会とを統合するため、関係条例について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第5条)</p> <p>(削除)</p> <p>第2章 緑の保全 (第6条～第18条)</p> <p>第3章 緑化の推進 (第19条～第23条)</p> <p>第4章 雜則 (第24条～第28条)</p> <p>(基本計画の策定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ<u>守谷市景観法の施行等に関する条例（平成18年守谷市条例第30号）</u>第18条に規定する守谷市景観審議会（以</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第5条)</p> <p>第2章 緑の審議会 (第6条～第10条)</p> <p>第3章 緑の保全 (第11条～第23条)</p> <p>第4章 緑化の推進 (第24条～第28条)</p> <p>第5章 雜則 (第29条～第33条)</p> <p>(基本計画の策定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ<u>守谷市緑の審議会</u></p>

下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4及び5 (略)

(削除)

_____の意見を聴かなければならない。

4及び5 (略)

第2章 緑の審議会

(緑の審議会)

第6条 緑の保全と緑化の推進に関する重要な事項を審議するため、守谷市緑の審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第7条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

(1) 基本計画の策定に関すること。

(2) 保存緑地、保存樹木及び樹林、緑の街の指定、変更及び解除に関すること。

(3) その他市長が緑の保全と緑化の推進に関し必要と認めた重要事項

		(組織)
		第8条 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
		(任期)
		第9条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
		(委任)
		第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。
第2章 緑の保全	第3章 緑の保全	
第6条から第10条まで (略)	第11条から第15条まで (略)	
(変更及び解除)	(変更及び解除)	
第11条 (略)	第16条 (略)	
2及び3 (略)	2及び3 (略)	
4 保存緑地の指定の変更又は解除をしようとするときは、	4 保存緑地の指定の変更又は解除をしようとするときは、	

第6条第3項 及び第4項の規定を準用する。

(損失の補償)

第12条 市長は、第8条第1項による許可を受けることができないため又は同条第3項による許可条件を付せられたため、通常生ずる損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、損失を補償することができる。

(原状回復命令等)

第13条 市長は、第8条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付せられた条件に違反した場合においては、これらの者に対し、その行為の中止を命ずることができる。

2及び3 (略)

第14条から第17条まで (略)

第11条第3項及び第4項の規定を準用する。

(損失の補償)

第17条 市長は、第13条第1項による許可を受けることができないため又は同条第3項による許可条件を付せられたため、通常生ずる損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、損失を補償することができる。

(原状回復命令等)

第18条 市長は、第13条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付せられた条件に違反した場合においては、これらの者に対し、その行為の中止を命ずることができる。

2及び3 (略)

第19条から第22条まで (略)

(規定の準用)	(規定の準用)
第18条 第6条（第1項を除く。）から第12条まで, 第13条第1項及び第15条の規定は、保存樹木等に準用 する。	第23条 第11条（第1項を除く。）から第17条まで, 第18条第1項及び第20条の規定は、保存樹木等に準用 する。
<u>第3章 緑化の推進</u>	<u>第4章 緑化の推進</u>
第19条から第23条まで (略)	第24条から第28条まで (略)
<u>第4章 雜則</u>	<u>第5章 雜則</u>
第24条から第28条まで (略)	第29条から第33条まで (略)

守谷市景観法の施行等に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第5条)</p> <p>第3章 行為の規制等 (第8条～第13条)</p> <p>(景観審議会)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) <u>守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例（平成5年 守谷町条例第4号）</u>に規定する次に掲げる事項に関すること。</p> <p>ア 基本計画の策定及び変更に関すること。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第5条)</p> <p>第3章 行為の規制等 (第8条～第13条)</p> <p>(景観審議会)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) <u>その他良好な景観の形成に係る事項に関すること。</u></p>

- イ 保存緑地の指定、変更及び解除に関すること。
- ウ 保存樹木又は保存樹林の指定、変更及び解除に関すること。
- エ 緑の街の指定、解除及びその区域の変更並びに緑化計画の策定、廃止及び変更に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成及び
緑の保全と緑化の推進に関すること。

3から8まで (略)

(新設)

3から8まで (略)

議案	34号
頁数	6

別表（第11条及び第12条関係）

区分	対象となる行為
景観形成 重点地区	建築物を対象とする行為で、次のいずれかに該当するもの (1) <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）</u> 第6条の規定の適用を受けることとなる建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替 (2) 建築基準法第6条の規定の適用を受けた建築物の外観の過半を変更することとなる色彩の変更

別表（第11条及び第12条関係）

区分	対象となる行為
景観形成 重点地区	建築物を対象とする行為で、次のいずれかに該当するもの (1) 建築基準法_____ 第6条の規定の適用を受けることとなる建築物の新築、増築、改築若しくは移転、_____外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替 (2) 建築基準法第6条の規定の適用を受けた建築物の外観の過半を変更することとなる色彩の変更

	<p>工作物を対象とする行為で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 建築基準法第88条の規定の適用を受けることとなる工作物の新設、増築、改築若しくは<u>移転又は外観</u>の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替</p> <p>(2) 建築基準法第88条の規定の適用を受けた工作物の外観の過半を変更することとなる色彩の変更</p>